

鹿児島労働局からのお知らせ

【最低賃金の改定】

(賃金室)

令和 7 年 11 月 1 日から、**鹿児島県**の最低賃金は昨年より 73 円アップし、**時間額 1,026 円**となりました。



最低賃金以上で雇用しているか、ご確認願います。

詳細は鹿児島労働局のウェブサイトをご確認ください。 https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html

【長時間労働の抑制】

(監督課)

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、監督指導を引き続き実施いたします。



過労死等の防止について、ご理解とご対応をお願いします。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。 <https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/151106.html>

【令和 6 年度適用開始業務等（医師、建設事業、自動車運転の業務等）への労働時間向けた支援】

(監督課)

令和 6 年度適用開始業務等に係る時間外労働の上限規制の遵守には、取引慣行の見直しや取引関係者・国民全体の理解を得ることが重要です。



時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススメ」で情報発信しておりますので、監督署における「労働時間相談・支援班」や鹿児島働き方改革推進支援センターにおける窓口相談・コンサルティング・セミナー等の支援と併せて活用し、上限規制への定着に向けて、ご対応をお願いします。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。 <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

【労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を使うと電子申請が便利です】

(監督課)

労働条件に関する総合サイトの労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を使うと 4 つの機能で電子申請が便利です。積極的なご利用をお願いします。



- 1 内容の異なる協定等の一括届出機能
- 2 本社一括届出の CSV ファイル自動作成機能
- 3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能
- 4 次回届出時のリマインド・複写機能

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。 <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

【鹿児島労働局 第14次労働災害防止計画】

(健康安全課)

労働災害を減少させるために、鹿児島労働局第14次労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）を策定しています。計画では、重点的に取り組むべき8つの重点対策を定め、各対策ごとに「アウトプット指標（取組の進捗状況を確認するための指標）」と「アウトカム指標（達成目標）」の2種類の数値目標を設定し、労働災害防止対策を展開しています。



詳細は、鹿児島労働局のウェブサイト https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen/2013-0417-2.html をご確認ください。

【改正労働安全衛生法の周知等】

(健康安全課)

令和7年5月に労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、令和8年4月1日を中心に段階的に施行されます。個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止の推進、機械等による労働災害防止の促進等、高齢者の労働災害防止の推進など改正労働安全衛生法の円滑な施行に向けた周知と履行の確保に取り組みます。



詳細は、鹿児島労働局のウェブサイト https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html をご確認ください。

【STOP！熱中症クールワークキャンペーン】

(健康安全課)

令和7年の県内の職場における熱中症による労働災害(休業4日以上)は44人(死亡0人)でした。熱中症は、高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調整機能が破綻するなどにより発症する障害の総称です。鹿児島労働局では、5月から9月までの期間に「**STOP！熱中症 クールワークキャンペーン**」を実施し、さらに、「**職場における熱中症予防のためのガイドライン**」による熱中症予防対策の徹底を呼びかけることとしています。



また、令和7年6月に改正労働安全衛生規則が施行され、「**体制整備**」「**手順作成**」「**関係者への周知**」が事業者に義務付けられていますので、確実な実施をお願いします。

詳細は、鹿児島労働局のウェブサイト https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/nettyusyou.html をご確認ください。

【医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト】

(職業対策課)

医療、介護、保育の3分野を重点的に支援する「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」を、令和8年度に全国のハローワークで実施しています。

特に人手不足が深刻であり、人材確保が喫緊の課題となっている医療、介護、保育の3分野について、事業所訪問等によるアウトリーチ支援を強化するとともに、急募求人への対応や、求職者へのマッチング支援等をさらに拡充することによって求人充足支援の強化を図ります。

詳細は厚生労働省のウェブサイト(リーフレット)をご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188045_00017.html



【障害者の法定雇用率引き上げと除外率の引き下げについて】

(職業対策課)

令和8年7月1日から、障害者の法定雇用率が引き上げられます。

民間企業の法定雇用率 2.5% ⇒ **2.7%**
対象事業主の範囲 40.0人以上 ⇒ **37.5人以上**

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るため「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)。

令和7年4月1日から除外率が引き下げられました。

▶ 除外率(障害者の就業が一般的に困難と認められる業種について適用される制度)が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられました。

障害者を雇用する場合に活用できる支援制度等に関する詳細は、厚生労働省のウェブサイトからパンフレット(障害者雇用のご案内)をご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>



【「賃上げ」支援助成金パッケージ】

(雇用環境・均等室)

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています。

生産性向上(設備・人への投資等)や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援します。

各種助成金のご相談は、鹿児島働き方改革推進支援センターでも受け付けています。

詳細は厚生労働省のHPをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



【業務改善助成金】

(雇用環境・均等室)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。
交付申請の受付は令和8年9月1日から開始となります。



●業務改善助成金コールセンター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_rou

電話 0120-366-440 (平日 9:00~17:00)

[dou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_rou/dou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)

【働き方改革推進支援助成金】

(雇用環境・均等室)

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的とした助成制度です。

令和8年4月13日から令和8年度の申請受付を開始しました。

- ▶業種別課題対応コース ▶労働時間短縮・年休促進支援コース
- ▶勤務間インターバル導入コース ▶取引環境改善コース
- ▶団体推進コース



詳細は鹿児島労働局のHPをご確認ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hatarakikata/2016-0909-5.html)

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hatarakikata/2016-0909-5.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hatarakikata/2016-0909-5.html)

【カスタマーハラスメント対策・就活セクハラ対策】

(雇用環境・均等室)

令和8年10月1日から、全ての事業主が、カスタマーハラスメント対策と求職者等に対するセクハラ対策を実施する必要があります。講ずべき措置は◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発◆相談体制の整備◆事後の迅速かつ適切な対応◆プライバシー保護等の措置です。カスハラについてのみ、◆カスハラ抑止のための措置を実施する必要があります。



詳細は厚生労働省のHPをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

【パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります】

(雇用環境・均等室)

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正され、令和8年10月1日から施行されます。改正内容は、◆雇い入れ時の労働条件明示事項の追加◆「同一労働同一賃金ガイドライン」の内容追加◆雇用管理の改善等に関する措置の内容変更です。

就業規則の整備等の労務管理に関するご相談は、鹿児島働き方改革推進支援センターでも対応しています。



詳細は厚生労働省のHPをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

【女性の活躍推進】

(雇用環境・均等室)

令和8年4月1日から、女性活躍推進法に基づき情報公表が必要となる項目が拡大されました。労働者数101人以上の企業は、女性管理職比率、男女間賃金差異、ほか1項目（301人以上の企業は2項目）を毎年公表する必要があります。

☆えるぼし認定（1段階目）が取得しやすくなりました。

☆女性の健康支援に関する「えるぼしプラス」を取得しませんか。

詳細は厚生労働省のHPをご確認 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html> ください。



【えるぼしプラス認定制度】

(雇用環境・均等室)

令和8年4月から、女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業が、職場における女性の健康支援に関する認定基準も満たす場合に、えるぼし認定またはプラチナえるぼし認定に「プラス」認定を追加できる制度が創設されました。

女性の健康上の特性に配慮した休暇制度を導入していること等が要件です。

詳細は厚生労働省のHPをご確認 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html> ください。10P



【労働保険料納付の口座振替】

(労働保険徴収室)

労働保険料の納付は口座振替が便利です。金融機関の窓口へ行く手間が解消され、納付忘れによる督促状・延滞金の心配がなくなります。

保険料の引き落とし前にはハガキによる通知が届き、引き落とし結果も通知されます。また、手数料も発生しません。

●お問合せ先 労働保険徴収室 099-223-8276

詳細は厚生労働省のHPをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html 労働保険 口座振替又は右記 URL/QR コードからインターネット検索してください。



【労働保険関係手続の電子申請】

(労働保険徴収室)

労働保険の成立、申告、名称・所在地変更等の申請は、電子申請が便利です。

労働局や監督署の窓口に出向く必要はなく、G ビズ ID を利用することで電子証明の添付なしで24時間いつでも手続きが可能です。

詳細は厚生労働省のHPをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html



お問合せ先一覧

名称	電話番号	名称	電話番号
労働保険徴収室	099-223-8276	雇用環境・均等室（両立助成金等）	099-222-8446
		雇用環境・均等室（均等法等）	099-223-8239
監督課	099-223-8277	鹿児島労働局総合労働相談コーナー	099-223-8239
貸金室	099-223-8278	鹿児島総合労働相談コーナー	099-803-9640
健康安全課	099-223-8279	川内総合労働相談コーナー	0996-22-3225
労災補償課	099-223-8280	鹿屋総合労働相談コーナー	0994-43-3385
		加治木総合労働相談コーナー	0995-63-2035
		名瀬総合労働相談コーナー	0997-52-0574
職業安定課	099-219-8711	職業対策課	099-219-8712
雇用保険電子申請事務センター	099-214-8714	助成金2階相談・受付コーナー	099-219-5101
訓練課	099-219-8711	助成金3階相談・受付コーナー	099-219-8713
需給調整事業室	099-803-7111		
鹿児島労働基準監督署（方面）	099-214-9175	川内労働基準監督署	0996-22-3225
〃（安全衛生課）	099-803-9631	鹿屋労働基準監督署	0994-43-3385
〃（労災課）	099-803-9632	加治木労働基準監督署	0995-63-2035
		名瀬労働基準監督署	0997-52-0574
鹿児島公共職業安定所	099-250-6060	加世田公共職業安定所	0993-53-5111
熊毛出張所	0997-22-1318	伊集院公共職業安定所	099-273-3161
ワークプラザ天文館	099-223-8010	大隅公共職業安定所	099-482-1265
マザーズハローワークかごしま	099-223-2821	出水公共職業安定所	0996-62-0685
新卒応援ハローワーク	099-224-3433	名瀬公共職業安定所	0997-52-4611
川内公共職業安定所	0996-22-8609	徳之島分室	0997-82-1438
宮之城出張所	0996-53-0153	指宿公共職業安定所	0993-22-4135
鹿屋公共職業安定所	0994-42-4135		
国分公共職業安定所	0995-45-5311		
大口出張所	0995-22-8609		

厚生労働省

鹿児島労働局

鹿児島労働局ホームページはこちらから

